

／ 農業への参入を目指す ／

企業向け

農業参入 マニュアル

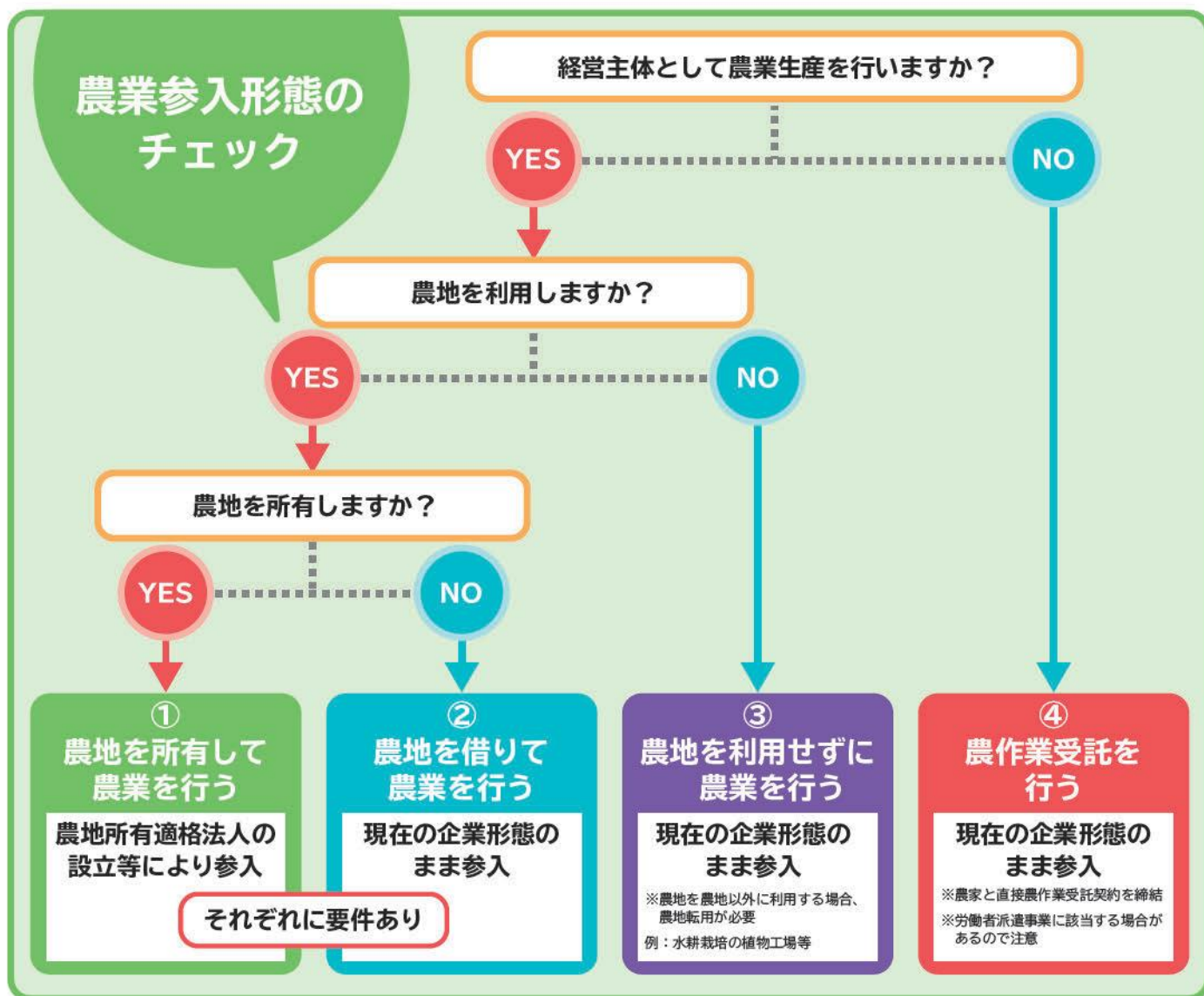


令和3年2月

岡山県農林水産部農政企画課

【目次】

農業参入をお考えの企業の皆様へ	1
農業参入前の主要事項チェック表	2
企業の農業参入に係る相談票	3
農地の所有・貸借に関する制度	5
農地の貸借方法	6
農地中間管理事業について	7
主な支援制度	8
認定農業者・認定新規就農者について	9
参入事例 ① 株式会社 みのり (岡山市)	10
参入事例 ② 株式会社 源 吉兆庵農園 (岡山市)	12
参入事例 ③ クラカアグリ株式会社 (倉敷市)	14
参入事例 ④ 株式会社 山田みつばち農園 (鏡野町)	16
参入事例 ⑤ 西本農園 (美作市)	18
岡山県における主な野菜の収益性の目安 (10aあたり)	20
参入相談窓口・関係機関一覧	21



農業参入をお考えの企業の皆様へ

以下は、これまでに農業参入を検討された企業からの相談をもとに収集した参考資料です。農業分野への参入にあたって御活用ください。

なお、御活用いただく時点によって制度等が変更されている場合がありますので、相談等の際には、念のため関係機関等へ御確認ください。

農業参入に向けた準備

①具体的な営農計画を作成しよう

- ・生産したい品目の栽培計画や、栽培技術の習得に向けた計画を作成します。
- ・条件の良い農地ほど、すぐには見つかりません。農地の確保では、希望するエリアや条件を明確にし、時間的な余裕を持つておくことが必要です。
- ・生產品目の販売先を確保し、販売先が求める出荷規格などを具体的に把握しておくことが重要です。

②資金を調達しよう

- ・経営開始に向け、農地・機械等の取得のための資金や、収穫までの未収益期間の資金を確保・調達する必要があります。

③情報を収集しよう

- ・農業経営の開始前に、視察や関係機関等への相談を行って情報を集めておくことは大変重要です。

農業参入後の留意点

①農地を継続的かつ適正に利用しよう

農地全てを継続的に営農活動に使用することが必要です。

【参考】＜農地法＞

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならない。

②地域と調和のとれた営農を実践しよう

農道・水路の保全など、地域農業の一員として自覚を持って活動することが重要です。

農業参入前の主要事項チェック表

できている事項に✓をつけましょう

①事前準備

- 参入目的（人材の活用、地域貢献等）は明確か
- 営農計画を作成しているか
 - 栽培品目と作型（露地・施設など）は決まっているか
 - 栽培規模は決まっているか
 - 参入したい地域を検討したか（事務所からの距離、気象条件・地形・水源・物流適性等）
 - 現地確認（水利、農地の水はけ、日当たり、道幅、周辺の状況等）
 - 農業技術の習得方法（農業技術者の確保）は決まっているか
 - 農地確保の方法（所有・貸借）は決まっているか
 - 生産物の販売先や販売方法、流通方法は確保できているか
 - 施設・機械・資金は確保できているか
 - リスク（気象災害・病虫害・価格変動等）への対応方法は明確か

②関係機関への相談

- 岡山県（①の事前準備に基づいた相談・要望・進め方等）
- 参入を希望する市町村の農業委員会（農地に関する情報収集等）
- 参入を希望する市町村（営農概要の説明・参入に係る条件等）
- 岡山県農業経営相談所（法人化・6次産業化・販路拡大等）

③参入準備

- 市町村に対する参入意思の表明
- 参入条件の整理（面積・参入時期・農地貸借方法・賃借料等）
- 参入候補農地の決定
- 市町村との協議（参入条件・地域住民説明会の開催時期・今後の進め方等）
- 営農準備（農業技術・機械・施設・資金調達等）
- 地域住民説明会

④農地の貸借許可の手続き

- 農地貸借許可申請への準備（撤退時の原状回復・地域での役割分担等）

⑤農地の所有権移転許可の手続き

- 農地所有権移転許可申請への準備（農地所有適格法人の要件・地域での役割分担等）

企業の農業参入に係る相談票

年 月 日

この相談票に記載した内容及び今後の相談内容を、岡山県（県庁、県民局等）及び関係機関（市町村、農業委員会、県農業会議、農地中間管理機構、JA、JA岡山中央会）に提供することについて

同意する **同意しない** （どちらかに○印を記入ください）

※関係機関への情報提供にあたり、不都合がある場合は、その旨を申し出てください。

署 名 _____

1. 貴社連絡先

会社名		代表者 役職・氏名	
本社所在地	〒 _____ 市・町・村		
電話番号		FAX番号	
業 種	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 食品以外の製造業 <input type="checkbox"/> 食品以外の卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館業 <input type="checkbox"/> 情報・通信業 <input type="checkbox"/> その他 [_____]		
事業内容		従業員数	
相 談 者	所属 部署	電話番号	
	役職	FAX番号	
	ふりがな 氏名	メール アドレス	

2. 相談の動機（該当するものに○印を記入）

- 具体的な参入計画はないが、参入に興味があり、情報を収集したい
 参入計画があり、情報を収集したい
 具体的な参入計画があり、具体的な相談がしたい
 その他 [_____]

3. 相談したい事柄

- 農業への参入方法 農地確保の方法や条件
 営農場所の選定（農地情報等） 参入形態（法人の設立等）
 作目の選定・生産技術等 生産物の販売
 参入に関わる支援施策 その他 [_____]

4. 農業参入の目的や理由

- 経営多角化のため 雇用安定化のため（事業量確保、余剰労働力活用等）
 地域雇用を図るため 地域発展に貢献するため
 販売物や加工原料を調達するため 本業のイメージアップのため
 その他 [_____]

5. 参入後の経営について

() 農業を本業として経営する () 農業を本業の補完部門として経営する
 () その他 []

6. 農業に関する経験(該当するものに○印を記入ください)

企業としての経験	→	ある	あまりない	全くない
経営者個人としての経験	→	ある	あまりない	全くない
従業員としての経験	→	ある	あまりない	全くない

7. 希望する農業経営の内容

<具体的な参入計画がない場合>

参入したい地域 (市町村・地域名等)	
農地の基盤整備	() 基盤整備済みの農地を希望する () 未整備の農地を希望する () 現時点で未定又はどちらでもよい
希望する経営	() 水稻 () 麦大豆 () 農作業受託 () 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () 畜産 () 花き () その他 []

<具体的な参入計画がある場合>

参入の予定時期	() 未定 () 決まっている → 年 月頃		
参入の形態	() 現在の法人形態で参入 ※定款の目的に農産物の生産に関する内容が必須 () 農地所有適格法人を設立して参入		
栽培予定の 作物・品目		栽培予定規模 (面積等)	
農地の確保	() 確保済み → 登記地番 _____		
	() 探している → 地 域 _____		
農地確保の形態 () 所有 () 貸借			
機械・施設等の 導入予定			
必要な資金の 調達方法			
農業技術の 確保の方法			
販売先			

対応年月日： 年 月 日

対応機関名： _____

対 応 者： _____

農地の所有・貸借に関する制度

企業が農地を「所有」するには、農地法で定める「農地所有適格法人」である必要があります。一方、農地の「貸借」は、一定の要件を満たしていれば、企業でも可能です。

区 分	農地所有適格法人	一 般 法 人
農地利用形態	農地所有、農地貸借	農地貸借（一定の要件あり）
法人形態要件	株式会社（公開会社でない） 持分会社 農事組合法人	制限なし （農地所有適格法人以外の法人）
事業要件	関連事業を含む主たる事業が農業（農業での売上が過半）であること	制限なし
役員要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の過半が農業に常時（原則年間150日以上）従事すること ・ 役員又は重要な使用人（農場長など）の1人以上が農作業（原則年間60日以上）に従事すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行役員又は重要な使用人（農場長など）の1人以上が、農業（関連事業を含む）に常時（原則年間150日以上）従事すること
議決権要件	農業関係者が総議決権の過半を占めること	制限なし
農地利用に関する基本的な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の全てを効率的に利用すること ・ 一定の面積を経営すること ・ 周辺の農地利用に支障を及ぼさないこと 	
その他要件	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借契約に、農地を適切に利用しない場合には、契約を解除する旨の条件が付されていること ・ 地域の農業者との適切な役割分担（集落での話合いの参加、農道や水路の維持活動への参加等）のもとに農業を継続的かつ安定的に行うと見込まれること

※ 毎年、農地の利用状況について各市町村等への報告が必要

農地の貸借方法

農地を貸借するには、以下の3つのうちのいずれかの手続きが必要です。

- ・ 農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画の公告（農地中間管理事業法）
- ・ 農業委員会の許可（農地法）
- ・ 市町村による農用地利用集積計画の公告（農業経営基盤強化促進法）

法律	農地中間管理事業法	農地法	農業経営基盤強化促進法
窓口	農地中間管理機構 ^{※1} (次頁参照)	市町村農業委員会事務局	市町村事業担当課
流れ	機構に借受希望を申込(公募) ↓ 農地所有者とのマッチング ^{※2} ↓ 機構による 農用地利用配分計画の作成 ↓ 県の計画認可・公告	農地所有者との 貸借仮契約の締結 ↓ 農業委員会に 権利設定の許可申請 ↓ 農業委員会による 権利設定の許可	農地所有者との合意 ↓ 市町村に利用権設定の申出 ↓ 市町村による 農用地利用集積計画の作成・ 公告
要件等	●貸付け決定の考え方 ①規模拡大、分散錯圖の解消に資すること ②既に効率的かつ安定的な経営を営む者に支障を及ぼさないこと ③新規参加者が効率的かつ安定的な経営を目指せること ※「人・農地プラン」の内容を十分考慮するものとする <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 【人・農地プラン】 農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもの </div> * 市町村、農業委員会等と連携・協力して貸付候補地を選定	●許可の要件 ①農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと ②経営面積の合計が農業委員会の定める下限面積以上であること ③周辺の農地利用に支障を生じないこと ④農地を適正に利用していない場合に貸借契約を解除する旨の条件が付されていること ⑤地域の他の農業者と役割分担をし、継続的かつ安定的な農業経営を行うこと ⑥業務執行役員等の1人以上が耕作等の事業に常時従事すること	●利用権設定の要件 ①農地の全てを効率的に耕作すること ②農作業に常時従事すること ③農作業に常時従事しない者については①のほか次の要件を全て満たすこと (ア) 地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと (イ) 法人の場合は、業務執行役員等のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること ※計画に、農地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が定められている必要がある
その他	・市街化区域以外の区域 ・賃貸借期間が満了すると賃貸借契約は終了 ・下限面積設定なし	・更新拒絶の通知が無い限り賃貸借契約は法定更新 ・下限面積設定あり	農地中間管理事業法と同じ

※1 岡山県では農地中間管理機構による農地の活用を積極的に推進しています。

※2 既にマッチングできている場合は、「農用地利用集積計画」で一括して貸借の設定が可能です。

農地中間管理事業について

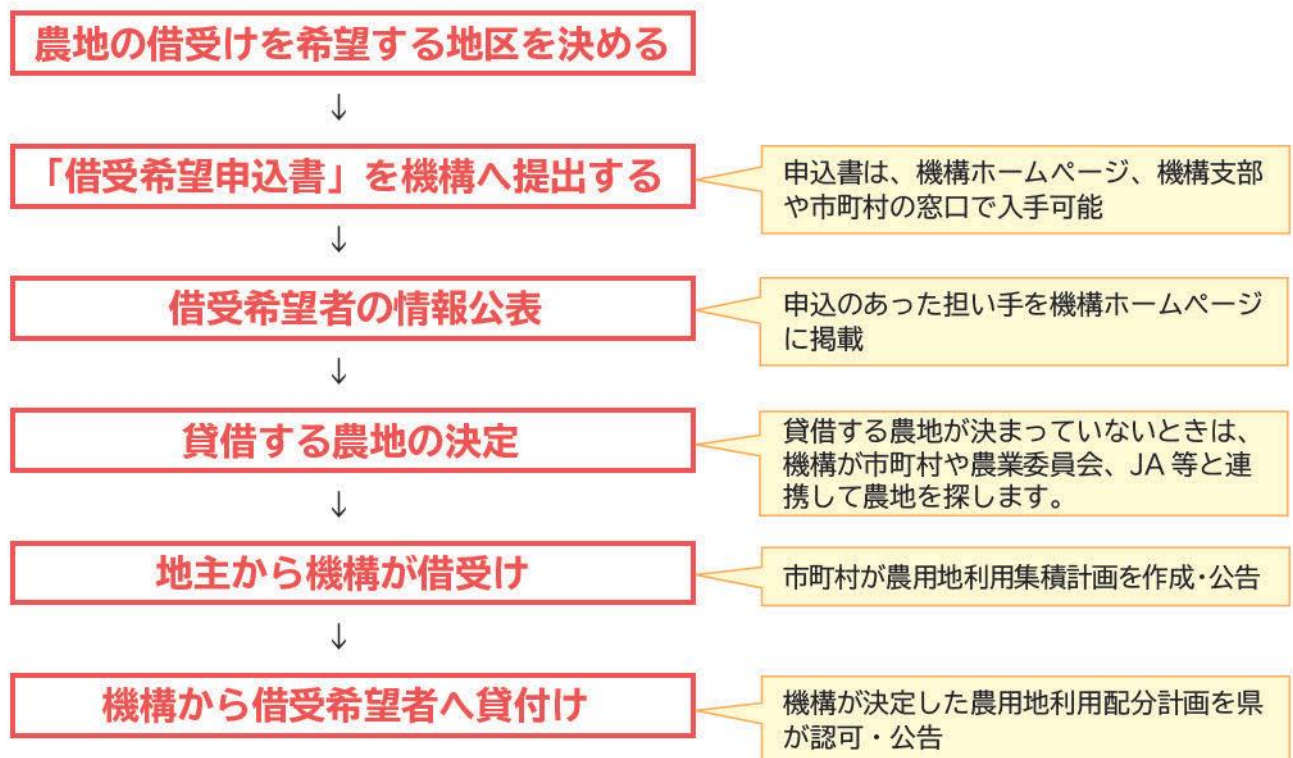
①農地中間管理事業とは

担い手への農地集積を推進することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る事業です。「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）」第4条の規定に基づき、県知事が指定した公的団体「農地中間管理機構」（以下「機構」）が、地域で話し合われた農地の活用や将来の方針（人・農地プラン）に基づき、農地の借受け、貸付けを行います。

②農地中間管理事業の利点

公的機関を通じて長期間農地を借りることができるので、安心して耕作できます。また、地主との契約や賃料の支払いが一本化され、事務手続きを簡略化できます。

③機構を通じて農地を借りる際の流れ



岡山県農地中間管理機構（公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）

〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町1丁目7-36 岡山県庁分庁舎4階

電話：086-226-7423 Fax：086-206-7330

ホームページ <http://ninaitekayama.or.jp/farmland/index.html>

主な支援制度

●農業制度資金

主な資金の概要を記載しています。詳しくは最寄りのJA、農林中央金庫岡山支店、(株)日本政策金融公庫岡山支店、銀行、信用金庫等の各金融機関、市町村、県民局農業振興課、広域農業普及指導センターに御相談ください。

(令和3年2月現在)

資金名	貸付対象者	対象事業	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付利率 (%)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (公庫資金)	認定農業者 ^{※1}	「農業経営改善計画」達成に必要な農地等の取得、農業用施設・機械等の取得、経営改善のために必要な長期資金等	個人： 3億円 法人： 10億円	25年 (10年)	0.16 ～ 0.30
農業近代化資金 (民間金融機関)	農業参入法人 ^{※2}	農業用施設・機械等の取得、農業経営の改善に必要な資金等	1.5億円	7～15年 (2～7年)	0.16 ～ 0.30
	認定農業者		個人： 1,800万円 法人： 2億円		
経営体育成強化資金 (公庫資金)	農業参入法人 ^{※2}	農地等の取得、果樹の新植、家畜の購入、農機具・施設の取得、農機具・農地のリース料等	1.5億円	25年 (3年)	0.30

※1 「実質化した人・農地プラン」の中心経営体として位置づけられた認定農業者は、貸付当初5年間は実質無利子化。

※2 原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）。

●補助金制度

(令和3年2月現在)

事業の名称	支援の概要	主な補助要件等 [※]	補助率等
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ (融資主体補助型)	融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援	地域の担い手 (「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等)	補助率： 3/10以内等 上限額： 個人1,000万円 法人1,500万円

※ ほかにも要件がありますので、関係する市町村農業関係部署へ御確認ください。

認定農業者・認定新規就農者について

認定農業者及び認定新規就農者になると、融資制度などの支援措置を受けられます。

①認定農業者制度・認定新規就農者制度とは

意欲ある農業者が、自らの農業経営を計画的に改善するために作成する「農業経営改善計画」や、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村等が認定し、その計画達成等に向けた取組を関係機関が支援していく制度です。

②認定基準

- 市町村が作成した基本構想に照らして適切なものであること
市町村ごとに基準が異なりますが、目安としては、年間農業所得目標500万円、年間総労働時間1,800時間（新規就農者の場合、年間農業所得200万円、年間総労働時間1,200時間）が基準となります。
- 計画達成の見込みが確実であること
- 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

区 分	認定農業者	認定新規就農者
認定の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別を問わず、法人も対象 ・兼業農家や、これから新規に就農しようとする者も対象 ・水稻や畑作等の土地利用型農業、農地を持たない畜産や施設園芸も対象 	<p>認定を受けようとする市町村において、新たに農業経営に取り組む青年等で、次のいずれかの要件にあてはまる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年（原則18歳以上45歳未満） ・特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満） ・上記の者が役員の過半数を占める法人 <p>※農業経営を開始して5年未満の者を含む ※認定農業者は含まない</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・低金利資金の融資、国、県及び市町村の各種補助事業を利用できる ・農政に関する情報提供を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等就農資金（新規就農者に対する無利子融資）、その他各種資金や補助制度を利用できる ・農政に関する情報提供を受けられる

岡山県における主な野菜の収益性の目安（10a当たり）

※以下の指標は、経営規模や経営状況等によって変動しますので、目安とお考え下さい。

区分	作型 <収穫時期>	収量 (t)	粗収入 (千円)	経営費 (千円)	所得 (千円)	所得率 (%)	労働時間 (h)
トマト	雨よけ（養液土耕） <7/上～11/中>	12	4,176	3,080	1,096	26.2	869
ミニトマト	促成（養液栽培） <10/上～6/下>	12	9,144	6,125	3,019	33.0	2,123
ミニトマト	雨よけ <7/上～11/上>	6	5,190	3,170	2,020	38.9	1,424
いちご	促成（高設栽培） <12/上～6/中>	5.5	7,062	4,913	2,149	30.4	1,374
キャベツ	春まき（契約栽培） <8/上～8/下>	7	532	424	108	20.3	117
キャベツ	夏まき <10/上～10/下>	5	615	500	115	18.7	143
たまねぎ	秋まき（契約栽培） <6/中～6/下>	6.3	353	287	66	18.7	67
レタス	秋まき（トンネル） <12/下～3/中>	3	717	481	236	32.9	214
青ねぎ	周年	2	1,490	718	772	51.8	400
白ねぎ	春まき・秋冬どり <11/上～3/下>	3	990	702	288	29.1	188

令和2年度農業経営指導指標（令和3年 岡山県農林水産部）

参入相談窓口・関係機関一覧

区分	機 関 名	担当業務・対象地域等	住所・電話番号
岡山	農政企画課	【総合窓口】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7408
	組合指導課	【資金制度に関する窓口】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7418
	農村振興課	【農地や企業向けの補助事業に関する窓口】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7444(農地) 7442(補助金)
	農産課	【農業技術、研修相談】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7421(技術) 7420(研修)
山 県 民 局	備前県民局 農林水産事業部 農業振興課	【エリアの総合窓口】 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山市北区弓之町6-1 電話：086-233-9826
	備中県民局 農林水産事業部 農業振興課	【エリアの総合窓口】 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町	倉敷市羽島1083 電話：086-434-7030
	美作県民局 農林水産事業部 農業振興課	【エリアの総合窓口】 津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町	津山市山下53 電話：0868-23-1304
関 係 機 関	一般社団法人 岡山県農業会議	【法人化・関係農業委員会紹介等】 県内全域	岡山市北区磨屋町9番18号 電話：086-234-1093
	岡山県 農地中間管理機構 (公益財団法人 岡山県農林漁業担 い手育成財団)	【農地の貸借、売買等】 県内全域	岡山市中区古京町1丁目7-36 岡山県庁分庁舎4階 電話：086-226-7423
			備前支部： 岡山市北区弓之町10-26 第五近宣ビル3階 電話：086-212-2210
			備中支部： 倉敷市羽島1083 電話：086-435-7720
			美作支部： 津山市山下53 電話：0868-23-1325
岡山県農業経営 相談所	【法人化・規模拡大・6次産業化・販路拡大等】 県内全域	岡山市東区竹原505 電話：086-297-2016	
各市町村 各農業委員会 等	各管轄地域		

岡山県農林水産部農政企画課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL 086-226-7408 FAX 086-225-4419
E-mail nosei@pref.okayama.lg.jp
URL <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/49/>